

「最新情報」

GSAP

2019年9月27日

## 「2019年、税制(改正)条例」

インド政府は、インドにおける経済発展および投資を促進させるために、法人税率を大幅に引き下げることによる財政上のリリーフを与える税制改正を発表した

情報源: 2019年20日付のプレスノート



[www.gsapadvisors.com](http://www.gsapadvisors.com)



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)

# 主要な改正 - 概要

- インド政府は、インドで事業を行う企業に対して一般的に、特に製造企業に対して、法人税率の引き下げによる大幅な財政上のリリーフを与える条例を9月20日に発行した。2019年4月1日は効力発生日となっている(2019-20年度)
- 本条例は、直ちに発効することとなっているが、議会により可決されることを必要とする
- 所定の控除を取ることなしで総課税所得を計算した国内企業の場合、22%の軽減税率(現在25%・30%の課税率が適用とされている)が適用となる
- さらに、2019年10月1日以降に設立された国内の新規製造企業は、課税所得の計算上所定の控除取っていない場合には、15%の新しい法人税率が適用となる
- また、当該企業(22%・15%の軽減税率を選択する該当企業)には、最低代替税(MAT)を納付する必要がない
- 同企業(22%・15%の軽減税率を選択する該当企業)に対して、課徴金は10%の定率(現在7%/ 12%)で課される
- 2019年7月5日より前に株式の買戻しを公表したインドの上場企業に、20%の所得分配税(課徴金と教育目的税も含む)を適用しないことにより、タックスリリーフを与えた



# 主要な改正事項 – 法人税

本税制改正発効前及び発効後のシナリオにおける課税率について以下の表をご参照ください

項目	既存の企業で租税軽減措置・優遇措置を受けない者		既存の企業で租税軽減措置・優遇措置を受ける者		新規国内製造企業： 2019年10月1日以降設立されて、免税・租税優遇措置を受けないことと製造は2023年3月31日までに開始することの要件を満たす者
	売上高は40億インドルピー以下である場合	売上高は40億インドルピー超である場合	売上高は40億インドルピー以下である場合	売上高は40億インドルピー超である場合	
<b>条例発効前の適用税率</b>					
課税率	25%	30%	25%	30%	
実効税率	29.12%	34.94%	29.12%	34.94%	
最低代替税	18.5%		18.5%		
最低代替税の実効税率	21.55%		21.55%		
<b>条例発効後の適用税率</b>					
課税率	<b>22%</b>	<b>22%</b>	25%	30%	15%
実効税率	<b>25.17%*</b>	<b>25.17%*</b>	29.12%	34.94%	17.16%*
最低代替税	<b>No MAT</b>		15%		<b>No MAT</b>
最低代替税の実効税率	<b>No MAT</b>		17.47%		<b>No MAT</b>

Note: \* 22%および15%の軽減税率についてその実効税率は、課徴金を10%で、また教育目的税を4%の率で適用し計算している。

その他に条例発効前の適用税率または特別な税率で課税させる所得について、課徴金を12%の最高適用率および教育目的税を4%の率で適用し計算している

# Contact us

## GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor  
Kalkaji, New Delhi 110019  
India



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)



+91 (11) 4056 0819  
+91 (11) 4154 4443

**Disclaimer:** The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.